

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和 4 年 11 月 18 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 3 開催場所 本庁舎 4 階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
今村一真，阿久津正晴，加藤尚弘，鯉渕宏一，蛭田清人
 - (2) 執行機関
白田敏範，鈴木和男，讚井正俊，赤坂麻理子，小坂部勝久，小林正道，嘉成将大，大高洋平，所紫織，小田博之，渡邊基弘，高瀬賢一，柴田英和
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 入札制度について（非公開）
 - (2) 令和 4 年度上期の契約状況について（非公開）
 - (3) 令和 4 年度上期抽出案件審議（9 件）（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第 7 条第 3 号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0 人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（9 件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書

意見・質問	説明・回答
<p>[抽出案件]</p> <p>1 内原町調整池整備工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の概要について説明願いたい。 ・地盤改良工事と調整池整備工事の発注を一体としない理由は何か。 ・入札参加者が少なかった原因として、何が考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内原町の雨水対策として、計画容量約1万1,000立方メートルの調整池を整備する関連工事です。調整池の構造物整備を行うに当たっての前段の工事であり、軟弱地盤とセメント系の固化剤を混合して底版の部分の地盤を改良する工事となります。 <p>将来的には1メートル程度の深さのコンクリート製の調整池を整備する予定です。今回は地盤改良の工事、来年度は調整池への導入水路の工事を行い、令和7年度の施設完成を目指しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各工事の事業量及び確保できる予算の規模により、工事を段階的に実施することが主な理由です。 <p>今回の工事は、全体としては2段階目に当たり、1段階目では調整池の外周の地盤改良を行いました。今回は調整池底版の地盤改良となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所の条件及び工事内容の特性の2点が要因として考えられます。 <p>工事場所の条件としては、工事用車両が入りづらい地形であることが挙げられます。</p> <p>工事内容の特性としては、地盤改良という専門工事であることが挙げられます。元請けで受注する市内の建設会社では直接施工することができない内容が工事費の大部分を占めており、機械や材料も含めて下請けで施工することになるため、参加者が少なくなったと考えられます。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>2 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線(松が丘工区)橋梁上部工製作工(上り線)工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術資料のみ電子化されていないが、その理由は何か。 ・総合評価方式を採用した利点について、工事完成後の検証等はあるか。 ・総合評価方式において、標準点のほかに重視される項目は何か。 ・総合評価調書の中で0点の企業については、過去5年間で水戸市の案件を1つも受注していないということか。 ・入札説明書に、成績評定について同工種に限る旨の記載がないのではないか。 ・今回の工事内容は製作工のみで、架設はJRに委託するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に入札関係書類は、電子入札システムでの提出を求めています。ただし本システムには容量制限があり、技術点を採点するための技術資料はページ数が多いため紙での提出としています。 ・工事成績が新評点になった平成28年度から平成30年度までの3か年では、一般競争入札に比べて、総合評価の方が得点が2点ほど高い結果となっています。施工実績や技術者を持つ業者が施工していることが、高い評価点に表れていると考えられます。 令和元年度までの4年間についても総合評価の工事の方が1.5点高い結果となっているので、引き続き高い品質を確保できていると考えます。 ・技術評価点の加点としては、工事成績評定、優良工事の受賞履歴等があります。特に橋梁製作工の施工実績が大きな加点要素になります。 ・歩道橋や橋梁上部工製作工など鋼構造物の工事は、水戸市の発注件数が少ないため今回のような結果になっています。 ・入札説明書の最終ページに「別記」として記載しています。 ・お見込みのとおりです。工場で製作したものを現場へ運搬するまでが本工事の内容です。その後、手延式送り出し工法という架け方を想定しており、その工事はJRが受託するという協定を結んでいます。

意見・質問	説明・回答
<p>3 第五中学校屋内運動場屋根改修工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低い落札率での決定であるが、このような結果について積算段階で想定しているのか。 ・低い落札率の理由として、施工後のメンテナンスが永続的に自社に依頼されることを前提に入札額を下げている可能性はないか。 ・学校職員は工事の専門知識がないことから、補修箇所が発生した際、安易に施工業者に依頼することもあり得るのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単価や歩掛など公になっている積算資料を利用して積算しており、低い落札率を想定しての積算ではありません。傾向として、今回のような防水や塗装などの工種では、落札率が低くなることが多いです。土木や建築などの複合工種と異なり、防水単独で規模の大きい工事は、水戸市でも事例が多くありません。単独工種は、自社で直接施工している業者も多く、利益につながりやすいという判断から、低い落札率になりやすいと推察されます。 ・防水工事に関しては、施工後10年の保証がつきます。よって、工事後10年間は補修工事が頻繁に発生することはありません。加えて、保証期間終了後すぐに次の防水工事を発注することもあまりなく、また構造的に部分補修を行うことも困難であることから、施工後の補修費用を見込んでの入札額ではないと考えます。 ・雨水の侵入による構造物の一部腐食等は数年単位で発生する事象ではなく、したがって頻繁に補修工事が入ることはないと考えます。また、学校内での老朽による補修箇所が発生した際は、水戸市の学校施設課の職員や建築課の技術者が確認を行った上で工事を発注するため、確実に施工業者がメンテナンスを請け負うことができるとは限りません。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・落札価格に1,000万円以上も差が発生した要因について、説明願いたい。 ・低入札価格調査の対象となった工事について、検査回数など品質確保体制はどのようなになっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件のような専門工事においては、社員として抱えている職人の空き状況などが入札額に反映されたことが、受注価格縮減の大きな要因になっていると思われる。 <p>積算に際しては、公表されている単価や下請け経費などを基に計上しているため、それらの点で価格差が発生したと考えます。</p> ・低入札価格調査の対象になった場合は、市側としても品質の担保を取るよう体制を整えています。 <p>一つ目として、通常の工事では技術者と現場代理人が同じ人を配置できるところ、低入札価格調査対象工事では別の人をそれぞれ配置し、技術者は品質確保に専念するように、という制限をかけます。</p> <p>二つ目として、工事管理の頻度の点では、低入札価格調査対象工事の監督体制等の強化に係る実施要領や運用基準に則り、監督確認回数を通常の約1.5倍から2倍に上げて品質の確保に努めています。</p>
<p>4 水戸市立石川小学校仮設校舎賃貸借について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低い、最低制限価格の対象には当たらないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は通常とは異なる特殊な工事です。内容としては、プレハブ工法で建てられる建物の設置、完成後の建物のリース、期間終了後の撤去、これら3つを1つの工事として執行しています。最低制限価格や低入札調査基準価格は積算体系に基づき設定するため、今回のような積算の場合は、最低制限価格の対象ではない工事という位置づけになります。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・見積りによる予定価格設定にもかかわらず、低い落札率となる要因はなにか。 ・ここまで落札率が低いと、見積りの意義が失われるように思われるが、それに対する防止策などはないのか。 ・調査会など、第三者機関に物価調査を委託するという手段もあるのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は3社から見積りを徴取し、予定価格を最低価格で決めています。一般的に、見積りは定価に近いもので提出し、実際の価格競争の場では企業努力で縮減できる価格を出すことが多いため、低い落札率につながるものと考えます。 ・市における見積りの取り扱いとして、過去の見積価格と実際の入札価格を考慮し、見積価格を採用する際に掛け率を掛けた上で、設計価格や予定価格に反映する、という対策を講じています。 ・土木に関しては、第三者が価格を調査する価格特別調査制度があり、市と調査会社とで委託契約を結んでおり、価格調査をして設計に反映する体制をとっています。 一方、建築に関しては、材料や人工の材工単価、下請け経費などが含まれた単価を利用する積算体系になっており、材料と手間を分離することが困難で、第三者機関による調査をもって単価を決定することが難しいため、先ほどの掛け率を使用しているのが実情です。
<p>5 水戸市民会館サイン設置工事について</p>	

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・新市民会館の本体工事と同時に発注していないのはなぜか。 ・建物完成後の支出リスクを、水戸市が絶えず抱えるような構造になっている点が懸念されるが、どう考えるか。 ・設計金額については、どのように査定されたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市民会館は、泉町1丁目北地区市街地再開発組合により発注しています。最終的に完成後の建物を水戸市が買い取る形で市民会館として利用するため、利用する水戸市側の都合で改造したり設備をつけたりする部分については、水戸市の負担になります。建物そのものは組合、舞台の中に入れる音響照明設備の購入や案内用サインの設置などは水戸市、として分界点が定められています。 今後は、こういった背景事情についても、随契理由書に併記するよう注意します。 ・水戸市による発注で執行している工事は、当該サイン設置工事、及び屋上の修景施設整備工事の2本であり、現状他にはありません。 随契理由書にあるとおり、建物の施工途中の段階で、主要の部材に加工をかけサインを固定するといった内容になるため、責任分界という点でにおいて随意契約にならざるを得ない工事内容であると考えます。 ・建物自体が特殊な意匠であることから、統一性を持たせるために会館設計者にデザイン設計を依頼した上で見積りを取って設計価格を設定しています。 一点ものであり比較対象はありませんが、提出された見積価格を精査した上で予定価格を設定しています。
<p>6 国補公共下水道桜川処理分区枝線(3-1工区)工事について</p>	

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の際、技術評価点が低くても、低い価格で入札すれば落札できてしまうのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回適用している特別簡易型の総合評価方式は、金額100点に対して技術点10点の合計110点で算出します。他に、簡易型、標準型といった、より技術評価を重視した制度もあります。制度ごとに技術点が20点、30点と設定されており、工事内容を勘案して制度を使い分けています。本件のような特別簡易型は、総合評価制度の中では最も技術評価の比重が低い制度になるため、技術評価点は1番ではないが金額で落札していく案件も度々見受けられます。また、単純に金額が低ければ落札できるという制度ではなく、一定の品質を確保できるよう低入札調査基準価格などを設けています。
<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式に関する評価調書について、配置予定技術者の施工経験の欄がすべてゼロになっている点について説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者に同種の施工経験がある場合に配点する、というのがこの項目の内容になります。さらに、その実績については、入札参加条件では過去15年間、総合評価の加点としては過去5年間に限定しています。入札参加の時点で、技術者として配置する者を申請するのですが、今回は小口径管高耐荷力推進工事と同等の実績がある技術者について、5社とも配置予定がなかったため加点がない結果となっています。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・この項目について、全社が加点ゼロという結果をどう捉えているのか。 ・施工実績として「小口径管高耐荷力推進工事又は同等以上の難易度の推進工事等」とあるが、適用範囲について認識の違いが生じる恐れはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事の発注時期に、加点対象となる各社の技術者が他の工事に配置されていないか、という点もポイントです。参加企業としては、技術評価点での加点を得るために該当する技術者を配置した方が有利となります。しかし、その技術者が既に他の現場に配置されている場合、専任配置や技術者変更の制限がかかり、本工事に配置し直すことは困難です。 結果として、全社とも技術資料における当該項目の申請がなかったため、加点はゼロとなりました。 ・水戸市において推進工事の難易度区分を事前に公表しており、公告もそれに基づいた表現になっているため、認識の相違は起こらないと考えます。
<p>7 国補公共下水道水戸市浄化センター No.3 汚泥脱水機・No.2 汚泥濃縮機械設備改築工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者が1社のみだが有効となっているのは、2回目だからか。その旨の明示はなされているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり、本件は2回目の入札です。通常は、公告の最後に「2者に満たない場合は取りやめる」の文言がありますが、今回はその記載がありませんので、2回目以降の発注ということになります。
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度以降は、地域要件を拡大する余地がない場合に1者入札参加を有効とするということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。 水処理系の製作によってメーカー系が受注を想定するような工事は1社参加になる場合が多くあることから、制度改正を検討しています。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・今回のように工場製作がある工事について、一元的にできる場合に製作と現場設置で配置技術者を変えることは認められるのか。 総合評価方式では僅かな点数の差で結果が変わるため、技術者の重複や工場製作及び架設について明確に周知することを検討願いたい。 ・入札参加者の減少は、参加資格基準を緩めざるを得ない状況につながることに懸念される。引き続き行政側が主体となり公正妥当な入札を執行していくため、水戸市としてどのような工夫ができるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製作の段階と現場施工の段階で配置技術者を変更することは可能です。このことについては、国の監理技術者マニュアルに定めがあるため、改めて公告の中では記載はしていません。 ・確かに、維持修繕に係る部品交換等において特定業者に発注せざるを得ない状況はあります。 一方で、本工事のように一つの機能を持ったものを一式すべて入れ替えているような改築においては、他メーカーでも参入できる環境で執行できていると考えています。 また、参加に際して実績を求める場合、水戸市では15年まで範囲を広げ、入札参加者の確保及び競争性の維持に努めています。
<p>8 国補公共下水道水戸市浄化センター 水処理施設耐震診断委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低い落札率となった要因は何か。 ・指名業者数の基準について、説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計については標準歩掛を採用しています。今回は、実績のある参加者が多く、間接経費等の削減が積極的に行われた結果、落札率が下がったものと想定されます。 ・水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程に基づき、2,000万円以上4,000万円未満の場合は12社、4,000万円以上6,000万円未満の場合は14社としています。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> 入札を辞退している業者もいるが、辞退理由についてどう考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本件の業務遂行に当たっては、基本調査や耐震検査のため、各作業の手間に加え職種を踏まえた人材を配置する必要があります。それらを調整・検討した結果、相対的に利益が下がると判断したのではないかと考えられます。
<p>9 国補公共下水道水戸市浄化センター耐水化実施設計委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件はどのように設計が組まれているのか。 高い落札率となった要因は何か。 入札額が全員同一価格であり、他の業者は辞退している。価格カルテルの可能性はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩掛見積りに実施用の単価を当て、積算基準により合計額の平均値に対して各社の絶対値を比較し、最も平均値に近い価格の会社の歩掛を採用しています。 令和元年度の台風19号による河川氾濫被害を受けて、国から令和3年度中に耐水化基本計画を策定するよう示されたところです。比較的新しい形態の業務であり、コンサルティングの検討に当たって経費削減等の見通しが利きづらかったのではないかと想定しています。 今回の入札結果としては、全ての応札者が事前公表された予定価格に対して100%で入札している状況です。もし仮に、本業務を受注したいがカルテルに入れない参加者がいたとすると、予定価格から1円でも下げれば受注できることとなります。 <p>例えば、施設の耐水化を検討するに当たって、過去に同様の委託業務を実施したノウハウを当てはめながら計画していくという手法があります。しかし、今回は新しい業務内容であることから、類似した経験を持っていない業者がほとんどです。</p> <p>結果として、価格競争があまり働かなかったのではないかと見ています。</p>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応札した企業は仲介業者としての役割であり、背後にいる会社は同一だった場合、本件のような結果になると懸念されるが、どう考えるか。 ・ 全社同一価格による入札という事態に関して、外部通報などは入っていないか。 ・ 不正防止のため、事前の念書の提出等は設けているのか。 ・ くじ引きで決定とのことだが、どのような形態でくじ引きを行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐水化事業に関しては、国土交通省による主導のもと全国的に実施されています。したがって、それらを単独企業が独占する状況は現実的ではなく、可能性はないと考えます。 ・ 現在のところ、水戸市には通報などは入っていません。 近年では、公正取引委員会から措置命令なども多数出ている状況であり、水戸市においてもそういった通報を受ける体制を整えています。 ・ すべての入札で念書を求めることはありませんが、談合情報が入った場合は、指名業者全てに聞き取りを行い、誓約書を取った上で入札を執行するというマニュアルになっています。 同時に、情報の具体性を判断した際は水戸署と連絡を取り合う体制になっています。 ・ 茨城県と同じ電子入札システムを使用しています。事前に3桁の数字を各社入力した上で応札してもらい、最低価格者が複数いた場合は、その数字と応札順をシステム内で機械的に処理し、自動的に落札者が選出される仕組みです。